

平成26年 第3回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成26年2月20日(火) 午後1:30~午後1:50

2. 場 所 : 役場庁舎2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

| 職 名 | 番 号 | 氏 名 |
|------|-----|--------|
| 会 長 | 10 | 村岡 和俊 |
| 委 員 | 1 | 畠山 賢悦 |
| ” | 2 | 小坂 敏 |
| 職務代理 | 3 | 長根 孝衛 |
| 委 員 | 4 | 長井 進 |
| ” | 5 | 佐藤 光男 |
| ” | 6 | 坂根 重友 |
| ” | 7 | 小澤 守昭 |
| ” | 8 | 谷地村 久人 |
| ” | 9 | 工藤 昭治 |

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第2号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

日程第5 議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

(平成 26 年第 3 回 2 月の総会)

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、6 番 坂根 重友 君 お願いします。</p> |
| | (憲章の唱和) |
| 議 長 | <p>本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 3 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と一言でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、5 番 佐藤 光男 君 並びに 8 番 谷地村 久人 君を指名いたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | (諸般の報告について朗読と説明) |
| 議 長 | 次に、日程第 3 報告第 2 号 農地使用貸借合意解約書の受理についてを、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>P 2 日程第 3 報告第 2 号 農地使用貸借合意解約書の受理について</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので報告する。</p> <p>P3 と P4 に 2 件の合意解約書の写しを添付してありますがこの合意解約書は父が借りている農地を子に変更するための解約書の写しです。</p> |
| 議 長 | 次に、日程第 4 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理についてを、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>P5 日程第 4 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について</p> <p>農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知を受理したので報告する。P6 の議案書にあるとおり五戸台地の木ノ間工区、木ノ間 212 番地 畑 1,290 m²を賃借していたものを今回解約するものです。P7 には通知書の写しを添付しております。解約の理由としては、賃借人が推定相続人へ贈与するためとなっております。</p> |
| 議 長 | 次に日程第 5 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。受付番号 1 号から 6 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |

事務局

次に P8 日程第5 議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

受付番号1号の農地法第3条の許可申請は、売買による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P11 に許可申請書の写し、P17 に申請地の位置図、P19 農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。受付番号1号はP19に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

次に受付番号2号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。また、P12 に許可申請書の写し、P18 には申請地の位置図、P19 に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。受付番号2号はP19に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号3号の農地法第3条の許可申請は、贈与による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。

また、P13 に許可申請書の写し、P18 に申請地の位置図、P20 に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。受付番号3号はP20に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号4号の農地法第3条の許可申請は、贈与による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。また、P14 に許可申請書の写し、P18 に申請地の位置図、P20 農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。以上、受付番号4号はP20に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

次に受付番号5号の農地法第3条の許可申請は、贈与による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P15 に許可申請書の写し、P18 に申請地の位置図、P21 に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。以上、受付番号5号はP21に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号6号の農地法第3条の許可申請は、贈与による所有権移転であり、農地の所在、地

| | |
|-----|--|
| | 目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。また、P16 に許可申請書の写し、P18 に申請地の位置図、P21 には農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。以上、受付番号6号はP21 に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 |
| 議 長 | ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。 |
| | 質疑意見なし |
| 議 長 | 質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第4号の受付番号 1号から6号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。 |
| | 異議なし |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第4号の受付番号 1号から6号については、原案のとおり許可することに決定しました。 |
| 議 長 | 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成26年 第3回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。 |

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

議 長

署名者

署名者